

全L協保安・業務G5第226号  
令和6年2月28日

正 会 員 各 位

(一社) 全国LPガス協会

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する  
法律第3条に基づく措置について (お知らせ)

標記につきまして、令和6年2月16日付全L協保安・業務G5第217号において、令和6年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し、適用すべき措置の指定に関する政令が令和6年1月11日付けで公布、施行されたことをお知らせしたところです。

それを受け、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条に係る措置が告示で示されましたのでお知らせいたします。

つきましては、都道府県協会におかれましては関係する会員に対し、また直接会員におかれましては関係する営業所等に対し、ご周知くださいますようお願いいたします。

【概要】

- 特定権利利益に係る満了日を延長する措置の対象
- ・ 保安機関の認定の有効期間及び更新期限の延長
  - ・ 検定証印（計量法に基づくもの）の有効期間の延長
- 満了日
- ・ 令和6年6月30日

以 上  
発信手段：Eメール  
担当：保安・業務グループ 橋本、國坂

○経済産業省告示第十七号  
 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第一項の規定に基づき、令和六年能登半島地震による災害に伴う経済産業省関係特定権利利益に係る満了日の延長に関する措置を次のように行うこととしたので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和六年二月二十日  
 令和六年能登半島地震による災害に伴う経済産業省関係特定権利利益に係る満了日の延長に関する措置  
 経済産業大臣 齋藤 健

（対象者）  
 第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第一項の特定権利利益に係る満了日を延長する措置の対象者は、別表の上欄に掲げる特定権利利益ごとに同表の中欄に掲げる者とする。  
 （延長後の満了日）  
 第二条 前条の措置による延長後の満了日は、別表の上欄に掲げる特定権利利益ごとに同表の下欄に掲げる日とする。

| 特定権利利益  | 対象者  | 延長後の満了日   |
|---|--|-----------|
| 産業標準化法（昭和三十四年法律第八十五号）第五十七條第一項の登録又は同法第五十九條第一項の登録の更新により付与された特定権利利益<br>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和三十二年法律第四十九号）第二十九條第一項の認定又は同法第三十二條第一項の認定又は同法第三十三條第一項の認定により付与された特定権利利益<br>情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第十五條第一項の登録により付与された特定権利利益<br>情報処理の促進に関する法律第三十一條第一項の認定又は同法第三十二條第一項の更新により付与された特定権利利益<br>電気工事業務の適正化に関する法律（昭和四十五年法律第九十六号）第三條第一項又は第三條第二項の登録により付与された特定権利利益<br>特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第四條第一項又は同法第三十三號の講習の課程の修了により付与された特定権利利益 | 令和六年能登半島地震による災害に際し災害救助法（昭和三十二年法律第八十八号）が適用された市町村の区域に特定権利利益に係る試験所を有する者<br>令和六年能登半島地震による災害に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住する者 | 令和六年六月三十日 |

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十条第一項の指定により付与された特定権利利益  
 計量法第七十六条第一項の承認により付与された特定権利利益  
 計量法第一百七十七条第一項の指定により付与された特定権利利益  
 計量法第二百一十一條の二の認定により付与された特定権利利益  
 計量法第四百三十三條第一項の登録により付与された特定権利利益

計量法第七十二条第二項の政令により付与された計量器の検定印  
 計量法第七十五条第二項の装置検査証印により付与された特定権利利益  
 計量法第九十六条第一項（同法第百一条第三項において準用する場合を含む）の表示により付与された特定権利利益  
 計量法第九十四条第一項の基準器検査証印により付与された特定権利利益

|  |  |           |
|--|--|-----------|
| 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第三十一条第二項の認定又は同法第三十一条第三項の更新により付与された特定権利利益<br>中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第三十一条第三項の認定又は同法第三十一条第四項の更新により付与された特定権利利益<br>中小企業診断士の登録等及び試験に關する令（平成十二年通商産業省令第九十二号）第二十一条の登録の申請に係る特定権利利益 | 令和六年能登半島地震による災害に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住する者<br>令和六年能登半島地震による災害に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住する者<br>令和六年能登半島地震による災害に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住する者<br>令和六年能登半島地震による災害に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住する者<br>令和六年能登半島地震による災害に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住する者 | 令和六年六月三十日 |
|--|--|-----------|

|   |  |   |   |
|---|--|---|---|
| <p>定第験中<br/>権二に小<br/>利号関小<br/>のする業<br/>再規診<br/>登規断<br/>録則士<br/>の第十<br/>申請六<br/>に条等<br/>係第一<br/>る及<br/>特項試</p> | <p>権第験中<br/>利一に小<br/>号関小<br/>のする業<br/>再規診<br/>開則士<br/>の第十<br/>申請六<br/>に条等<br/>係第一<br/>る及<br/>特項試</p> | <p>定のい登験中<br/>権更て録に小<br/>利新準又関小<br/>利登用はす業<br/>益録する同規断<br/>にる令第則士<br/>より令第九の登<br/>付第条四第録等<br/>与第条二第等<br/>され第一項一<br/>た第項に及び<br/>特一におの試</p>   |   |
|   |  | <p>有災た害令<br/>す同に六和<br/>る登法際年<br/>者生第し六<br/>市二災能登<br/>町条害登半<br/>村の救島<br/>の助島<br/>区項が地<br/>域に震<br/>に適に<br/>に適用よ<br/>住定用る<br/>所すさ<br/>をされ災</p> | <p>もし項び又<br/>のく第試は者<br/>は一験中係<br/>は号に関小<br/>登録に業<br/>養成す業<br/>課規断<br/>程す規断<br/>を養成第<br/>修成二格<br/>了課条第<br/>了程条第<br/>た若一及</p> |
|   |  |   |   |

## 措置一覧

| 措置名                                       | 適用期間        |
|---|-------------|
| 保安機関の認定の有効期間及び更新期限の延長                     | 令和6年6月30日まで |
| 業務主任者の講習（再講習に限る）の期限延長                     | 令和6年4月30日まで |
| 充てん作業者の講習（再講習に限る）の期限延長                    | 令和6年4月30日まで |
| 液化石油ガス設備士の講習（再講習に限る）の期限延長                 | 令和6年4月30日まで |
| 供給設備の点検／消費設備の調査／一般消費者等に対する周知の期限延長         | 令和6年4月30日まで |
| 認定液化石油ガス販売事業者に係る報告期限延長                    | 令和6年4月30日まで |
| 充てん事業者の保安検査の期限延長                          | 令和6年4月30日まで |
| 液化石油ガス販売事業者、保安機関及び充てん事業者に係る事業年度終了後の報告期限延長 | 令和6年4月30日まで |
| バルク貯槽及びバルク容器の機器の検査期限の延長                   | 令和6年4月30日まで |
| 認定販売事業者の保安確保機器の期限管理                       | 令和6年4月30日まで |
| 充てん作業指定養成施設の報告                            | 令和6年4月30日まで |
| 液化石油ガス設備士指定養成施設の報告                        | 令和6年4月30日まで |
| 特定液化石油ガス設備工事業の届出                          | 令和6年4月30日まで |
| 検定証印（計量法に基づくもの）の有効期間の延長                   | 令和6年6月30日まで |

適用地域（災害救助法に基づく地域）

[https://www.bousai.go.jp/pdf/240101\\_kyuujo2.pdf](https://www.bousai.go.jp/pdf/240101_kyuujo2.pdf)

|       |   |
|-------|---|
| 【新潟県】 | 新潟市（にいがたし）、長岡市（ながおかし）、三条市（さんじょうし）、柏崎市（かしわざきし）、加茂市（かもし）、見附市（みつけし）、燕市（つばめし）、糸魚川市（いといがわし）、妙高市（みょうこうし）、五泉市（ごせんし）、上越市（じょうえつし）、佐渡市（さどし）、南魚沼市（みなみうおぬまし）、三島郡出雲崎町（さんとうぐんいずもぎきまち）                     |
| 【富山県】 | 富山市（とやまし）、高岡市（たかおかし）、氷見市（ひみし）、滑川市（なめりかわし）、黒部市（くろべし）、砺波市（となみし）、小矢部市（おやべし）、南砺市（なんとし）、射水市（いみずし）、中新川郡舟橋村（なかにいかわぐんふなはしむら）、中新川郡上市町（なかにいかわぐんかみいちまち）、中新川郡立山町（なかにいかわぐんたてやままち）、下新川郡朝日町（しもにいかわぐんあさひまち） |
| 【石川県】 | 金沢市（かなざわし）、七尾市（ななおし）、小松市（こまつし）、輪島市（わじまし）、珠洲市（すずし）、加賀市（かがし）、羽咋市（はくいし）かほく市（かほくし）、白山市（はくさんし）、能美市（のみし）、河北郡津幡町（かほくぐんつばたまち）、河北郡内灘町（かほくぐんうちなだまち）   |

|       |   |
|-------|---|
|       | 羽咋郡志賀町（はくいぐんしかまち）、羽咋郡宝達志水町（はくいぐんほうだつしみずちょう）、鹿島郡中能登町（かしまぐんなかのとまち）、鳳珠郡穴水町（ほうすぐんあなみずまち）、鳳珠郡能登町（ほうすぐんのとちょう） |
| 【福井県】 | 福井市（ふくいし）、あわらし市（あわらし）、坂井市（さかいし）   |